




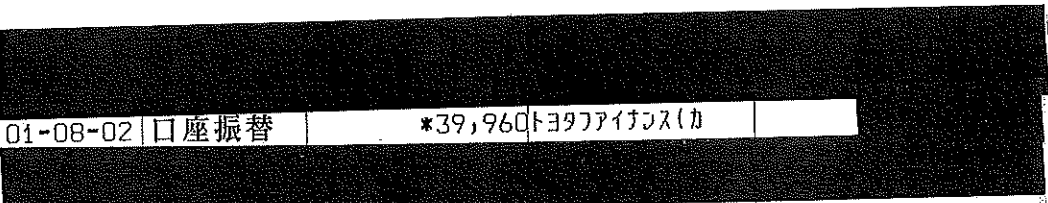
整理番号	2-2-8-1
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)




経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料		
年月日	令和元年8月2日～令和 年 月 日	金額	9,990円

目的	調査研究など政務活動を行うための移動手段		
使途	令和元年8月分リース料		
政務活動・ 県政との 関連性			
<<領収書貼付枠>> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>01-08-02 口座振替 *39,960 ヨマアイトス(カ)</p> </div>			
・他店券でのご入金およびお振込は摘要欄に表示し、そのお支払可能日は当該記帳行に表示いたします。 なお、お支払可能時刻は他店券の種類によって異なります。詳細については窓口にお問い合わせください。			
↑ 差引残高の金額頭部にマイナス「-」表示がある場合はお借入残高を表します。			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会・私用 で1/4	39,960円	1/4	9,990円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-2-8-2
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

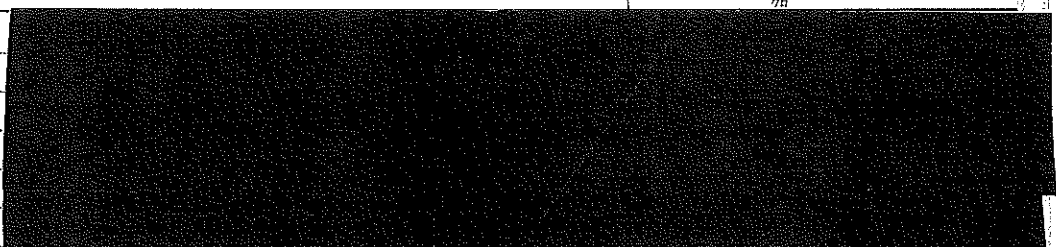
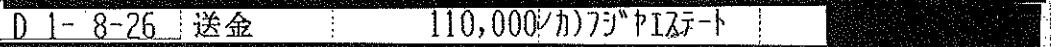


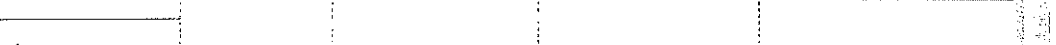
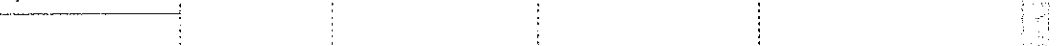
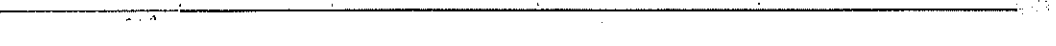




支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請願活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	事務所賃貸料		
年 月 日	令和1年8月26日～令和 年 月 日	金 額	55,000 円

目 的	調査研究など政務活動を行うための事務所の賃借
使 途	令和1年9月分賃借料
政務活動・ 県政との 関 連 性	

《領収書貼付枠》

13			
14			
15			
16			
17			
18			
19	D 1- 8-26	送金	110,000円(カ)7ジキP157-ト
20			
21			
22			
23			
24			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会で1/2	110,000 円	1 / 2	55,000 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。




整理番号	2-2-8-3
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等報酬費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	令和1年8月23日～令和	年 月 日	金額 93,580 円

目的	調査研究など政務活動を補助する職員を雇用																									
使途	令和1年8月分給与																									
政務活動・ 県政との 関連性																										
<<領収書貼付枠>> 毎月20日締めのため、7月21日～8月20日で計算。																										
令和元年8月分給与支払い明細書																										
<table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">明細</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">支給分</td> <td>給与</td> <td>175,000円</td> </tr> <tr> <td>交通費</td> <td>12,160円</td> </tr> <tr> <td>支給額計</td> <td>187,160円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">控除分</td> <td>雇用保険料</td> <td>561円</td> </tr> <tr> <td>健康保険料</td> <td>8,775円</td> </tr> <tr> <td>厚生年金保険料</td> <td>16,470円</td> </tr> <tr> <td>控除額計</td> <td>25,806円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>差し引き支給額</td> <td>161,354円</td> </tr> </table>				氏名		明細	支給分	給与	175,000円	交通費	12,160円	支給額計	187,160円	控除分	雇用保険料	561円	健康保険料	8,775円	厚生年金保険料	16,470円	控除額計	25,806円			差し引き支給額	161,354円
		氏名																								
明細	支給分	給与	175,000円																							
		交通費	12,160円																							
		支給額計	187,160円																							
	控除分	雇用保険料	561円																							
		健康保険料	8,775円																							
		厚生年金保険料	16,470円																							
		控除額計	25,806円																							
			差し引き支給額	161,354円																						

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会で1/2	187,160 円	1/2	93,580 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。




整理番号	2-2-8-4
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要綱精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <u>人件費</u>		
内容	事務員雇用		
年月日	令和1年8月23日~令和	年月日	金額 25,000円

目的	調査研究など政務活動を補助する職員を雇用													
使途	令和1年8月分給与													
政務活動・ 県政との 関連性														
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="text-align: center;"> <p>令和元年8月分給与支払い明細書</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">給与</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">明細</td> <td>給与</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差し引き支給額</td> <td>50,000円</td> </tr> </table> </div>		氏名			給与		50,000円	明細	給与	50,000円			差し引き支給額	50,000円
氏名														
給与		50,000円												
明細	給与	50,000円												
	差し引き支給額	50,000円												

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会で1/2	50,000円	1/2	25,000円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-2-8-5
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・ 資料購入費 ・事務費・事務所費・人件費		
内容	日本経済新聞購読費		
年月日	令和1年8月26日～令和	年 月 日	金額 4,900円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	令和1年8月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

〒420-0881
静岡市葵区
北安東1丁目

<金融機関口座振替済>

12-18

領収証

(18-01) 【お客様照会番号】

19年 8月分

山田 誠 様

ご購読ありがとうございます。
ごさいます。

講読紙	数	金額
日本経済新聞	1	4,900
合計		¥4,900

取継所 上土支店

19年 8月26日
文字訂正印,領収印無きは無効

株式会社 静岡新聞社
本店/静岡市葵区七間町8番地の20
☎420-0035 TEL (054)255-2231(代)
☎ 0120-40-2083

[内税]

ご愛読ありがとうございます
上記新聞代金正に領収致しました

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	4,900円	/	
		100%	4,900円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

月 日	内 容	行 程	走行距離 (km)
1	資料作成等	自宅～事務所 往復	2.6
1	司法書士会要望打ち合わせ	事務所～県庁 往復	7.0
2	資料作成等	自宅～事務所 往復	2.6
4	資料作成等	自宅～事務所 往復	2.6
4	清水港開港120周年(急ぎ対応)	事務所～日本平ホテル 往復	30.0
5	資料作成等	自宅～事務所 往復	2.6
6	資料作成等	自宅～事務所 往復	2.6
7	資料作成等	自宅～事務所 往復	2.6
8	資料作成等	自宅～事務所 往復	2.6
9	資料作成等	自宅～事務所 往復	2.6
10	資料作成等	自宅～事務所 往復	2.6
15	資料作成等	自宅～事務所 往復	2.6
16	資料作成等	自宅～事務所 往復	2.6
17	資料作成等	自宅～事務所 往復	2.6
18	資料作成等	自宅～事務所 往復	2.6
19	資料作成等	自宅～事務所 往復	2.6
22	資料作成等	自宅～事務所 往復	2.6
24	資料作成等	自宅～事務所 往復	2.6
25	資料作成等	自宅～事務所 往復	2.6
26	資料作成等	自宅～事務所 往復	2.6
27	資料作成等	自宅～事務所 往復	2.6
28	資料作成等	自宅～事務所 往復	2.6
29	資料作成等	自宅～事務所 往復	2.6
30	資料作成等	自宅～事務所 往復	2.6
31	資料作成等	自宅～事務所 往復	2.6
	計		96.8

整理番号 2-2-8-7

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告発送用封筒印刷費		
年月日	令和1年8月29日~令和	年 月 日	金額 102,384 円

目的	県政報告発送用封筒の印刷
使途	印刷費 16,000 枚
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、定例会報告、活動状況等を県民に報告す。
《領収書貼付枠》	

領収証

No. _____

山田 誠 様 令和元年 8 月 29 日

金額	百	十	万	千	百	十	円
	7	1	0	2	3	8	4

但し 封筒代は

上記の金額正に領収いたしました

内 訳	
税抜金額	
消費税額等 (%)	

名刺・案内状・事務用伝票・オフセット・
グラフィックデザイン・他 各種印刷

Aoyama
Printing




青山印刷

青山昌弘

〒420-0842 静岡市葵区錢座町80-6
TEL 054-245-0270/FAX 054-246-4307

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	102,384 円	100%	102,384 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県 外 調 査 概 要 書</p> <p style="text-align: right;">令和1年8月19日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議 山田 誠</p>						
目 的	全国若手市議会議員の会 OB 会総会及び研修会					
年 月 日	令和1年8月19日					
場 所	茨城県					
内 容	<p>1 行程 静岡⇒秋葉原⇒守谷、 守谷⇒秋葉原⇒静岡</p> <p>2 応対者 別紙参照</p> <p>3 聴取内容 別紙参照</p> <p>4 県政への反映 別紙参照</p>					

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

令和元年8月19日

全国若手市議会議員の会 OB 会研修視察報告

1、日程

令和元年8月19日

2、視察先

茨城県つくばエクスプレスみどりの駅会議室、つくばエクスプレス車両基地

3、対応者

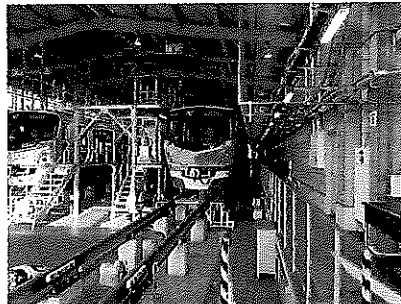
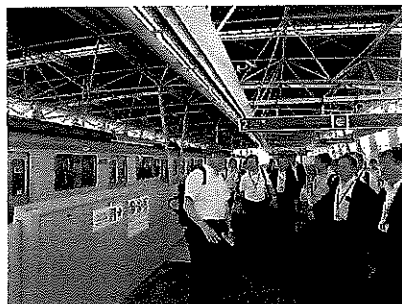
つくばエクスプレス 経営企画部長 小泉 誠

つくばみらい市 市長 小田川 浩

4、調査内容

①、つくばエクスプレスについて

つくばエクスプレスは、旧国鉄常磐線の混雑緩和を目的として、昭和40年代から50年代に第二常磐線構想が始まりであります。その後、昭和



60年代から平成にかけて常磐新線の整備のための法律が整備されたことから、第3セクターである「首都圏新都市鉄道株式会社」が設立されましたが、景気低迷の長期化や用地確保の遅れなどの要因により2回の見直しが行われ、平成17年8月24日に開業し、12年が経過している。つくばエクスプレスの整備には、これまでの地域開発と異なり、「宅鉄法」による公共用地、住宅



用地、公益施設用地、鉄道用地等を計画的に生み出して新しい街の整備が進められました。開業当時の乗車人数は約15万人で、2018年度には、約39万人に伸びており、開業以来乗車人数の伸び率はプラスを維持しています。ここ数年は、通勤・通学定期の利用者が増加しています。開業後、沿線の開発は企業や大学などの誘致も進み、新しい街づくり

が今も続いています。また、鉄道駅舎や高架下の活用に力を注いで積極的に関連事業を行っている。例えば、駅舎建設時に複合商業施設を整備したり、高架下を屋台風飲食店街などにするなどです。また、沿線自治体との連携も進めており、沿線スポーツイベントへの協力や高架下に子育て支援施設や学童保育所の開設など様々な取り組みも行っています。今後の課題としては、朝のラッシュ時における混雑率を下げることを主眼とした、輸送力の増強を図ることが急務となっているとのことです。

②、つくばみらい市について

人口約5万2千人で、現在も毎年人口が増加しているつくばエクスプレス沿線の市で、東京駅から約50分という首都圏の衛星都市であります。これには、つくばエクスプレスの開業が大きく影響しています。住宅地と優良農地がきちんと区画整理されており、新しい都市といった趣があります。市内には、近代日本を再現したロケが出来る施設である「ワンピースステーション江戸」があり、大河ドラマなど様々な撮影が行われており、一般にも公開されている観光スポットでもあります。スマートICを核とした工業用地の拡大と企業誘致の推進により、税収などの歳入確保に力を注ぎ健全な財政運営を目指している。

5、県政への反映

首都圏近郊の地方鉄道会社の運営と静岡県内の地方鉄道会社の運営の在り方は異なるが、駅舎の複合化による街の中心拠点整備や高架下の利活用は、将来の人口減少時代におけるコンパクトシティ構想につながる部分もあり、今後の参考としていく必要がある。つくばエクスプレスの沿線都市であるつくばみらい市においても工業用地の拡大や企業誘致に力を入れていることから、静岡県においても利便性などを考えた上での企業誘致戦略をもっと強く進めていく必要がある。

② 5870 x 2 枚

回数券 6枚中 1枚目、2枚目

領収書 No 80
窓口-No 1
駅-No 5201160
領 収 書

金額 ¥32,340円
「消費税等込み」
但し、乗車券類(クレジット扱い)として

2019年 8月18日
東海旅客鉄道株式会社
ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

静岡駅

現金出納社員



8/20 静岡 → 品川
8/21 品川 → 静岡

NO.34062

領 収 書

様

金額 ¥410-

2019年-8月20日
上記金額正に領収いたしました
但し、乗車券 代金として

品川駅発行 2102
京浜急行電鉄株式会社

品川 → 羽田空港

領 収 書

但し、伊予鉄バス運賃として
2019年 8月20日(火) 11:37 003号機

¥610-

上記金額を領収いたしました
伊予鉄バス株式会社 松山斎院営業所
〒791-0054
愛媛県松山市空港通五丁目11番4号
TEL089-972-2511

松山空港 → 大街道

ANA A STAR ALLIANCE MEMBER

領 収 書

様

¥70,580 (税込)
(クレジット支払い ¥70,580含む:AMEXカード)

但し、旅客運賃料金として、
上記の金額正に領収致しました。
全日本空輸株式会社

- 1. 2019年 8月20日 ANA 585 便 東京⇒松山
- 2. 2019年 8月21日 ANA 584 便 松山⇒東京

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

購入日:19-08-18 発行所:羽田空港
発行日:19-08-20 TKT:WB9XY2

本領収書は再発行不可となります。
端末番号: 3272 * 19785

2-2-8-9

乗車証明書

乗車日 2019年8月21日
 乗車区間 松山空港 ~ 大街道
 運賃 610円 県民文化会館前
 道後温泉駅前

■上記の通りご乗車いただきましたことを証明いたします。

伊予鉄バス株式会社 松山斎院営業所
 松山市空港通五丁目11番4号 089-972-2511

道後温泉駅 → 松山空港

残額ご利用明細

カード番号 [REDACTED]
 残額履歴 (最新 20件)

月日	種別	利用駅	種別	利用駅	残額
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
0820	購	京浜急行			¥1592
0821	入	京浜急行	出	京浜急行	¥1185

毎度ありがとうございます

2019.08.31 17:45 静岡駅102発行
 JR東海

羽田空港 → 品川
 407円

領収書

2019年08月21日
 車両番号 0188
 運賃 ¥1330円

合計 ¥1330円

静岡県
 中部個人タクシー協同組合
 静岡支部

☎054-261-5091

YAMACHI TAXI

静岡駅 → 自宅

2-2-8-9

領収証

オールイングランド
道後山の手ホテル
Old England Days Hotel

〒790-0836 愛媛県松山市道後富谷町4-13
TEL (089) 998-2111 FAX (089) 998-2112

ご芳名
山田 誠 様

お部屋番号 ROOM No.	ご到着日 ARRIVAL	泊数 NIGHTS	人数 PERSON(S)
0609	19/08/20	1	1

DATE 日付	DESCRIPTION 摘 要	QTY 数 量	PRICE 単 価	CHARGE 料 金	TAX 消 費 税	SUB TOTAL ご 利 用 金 額
08/20	1泊朝食	1	11,000	11,000	880	11,880
	×入湯税			150		× 150
	小計					12,030
	【ご入金】 クレジット					12,030
TOTAL ご利用総額				料 金 11,150	消 費 税 880	ご 利 用 金 額 12,030

ご署名
SIGNATURE

会社名
FIRM

TEL




ご住所
ADDRESS

DEPOSIT 前受金・クーポン	0
AMOUNT DUE ご請求額	12,030
REFUND ご返金額	

担当コード 0017

No. 00338905(1)

印 紙

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県外調査概要書</p> <p>令和1年8月21日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議 山田 誠</p>						
目的	全国みかん生産県議会議員対策協議会愛媛県現地視察					
年月日	令和1年8月20日～8月21日					
場所	愛媛県					
内容	<p>1 行程 静岡⇒品川⇒羽田空港⇒松山空港⇒愛媛県庁⇒宇和島市⇒ホテル ホテル⇒松山空港⇒羽田空港⇒品川⇒静岡</p> <p>2 応対者 別紙参照</p> <p>3 聴取内容 別紙参照</p> <p>4 県政への反映 別紙参照</p>					

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

令和元年8月21日

全国みかん生産県議会議員対策協議会愛媛県現地視察報告

1、日程

令和元年8月20日～8月21日

2、視察先

愛媛県 宇和島市、松山市

3、応対者

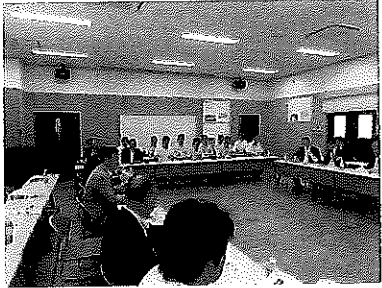
愛媛県農林水産部農業振興局長 道管 稔
愛媛県南予地方局産業経済部 復興監 河本欣也
愛媛県農林水産研究所果樹研究センターみかん研究所 所長 井上久雄

4、調査内容

①、西日本豪雨災害からの復旧・復興状況について

平成30年7月に発生した西日本豪雨被害からの復旧・復興に向けての説明が産業振興局からあり、愛媛県全体で農地・農業用施設等で354億円、農作物等で113億円の被害が出たとのことである。農作物の被害の中でも柑橘の被害額は、全体の89%を占めている。特に傾斜地である樹園地の崩落は、県内各地で起こっており、応急対策から始まり、現在は本格復旧への取り組みが始まったところである。農作業委託による労働力確保や無人航空機による防除等の取り組みにより、営農の早期再開や継続の支援をおこなっている。崩落した樹園地においては、原型復旧、改良復旧、再編復旧と3つの方法での復旧を進めることとなっている。測量設計や計画策定などを進めているが、大規模な復旧事業は完了まで数年かかることになり、生産農家にとっては厳しい状況である。

みかん研究所も被災したため、品種改良等の研究施設の復旧についてはこれから本格復旧を進めることとなる。このみかん研究所は、継続して品種改良に取り組んでおり、現在は、紅まどんな、甘平、媛小春などが平成20年代に



入って生産されてきており、今後、紅プリンセスが令和3年頃に品種登録される見込みであり、愛媛県の新たな品種として期待をされている。地球温暖化や消費者ニーズの変化などに対応した品種改良は、今後も柑橘生産にはかせないものとなる。

②、被災した果樹園地の視察



宇和島市における樹園地の被害が最も大きく、農業関係で100億円を超える被害が出ている。白浦地区における大きく崩落した樹園地の復旧には、区画整理手法を導入し、現在の樹園地の傾斜度を緩くして作業の効率化をはかるなど、農地集積を図ることや担い手の所得向上を図ることで再編復旧を推進していく考えである。



5、県政への反映

近年、地球温暖化や台風的大型化、多発する集中豪雨などにより、様々な農地において被害が発生しています。全国でも有数のみかん生産県である静岡県においても、みかん生産が行われている場所は、傾斜地や段々畑、畑総による基盤整備が行われた比較的平らな園地などであり、台風や集中豪雨による農地への被害が発生する可能性は十分に考えられます。昨年度の台風で大きな被害を被った愛媛県での事例を参考として、事前の対策等静岡県においても検討していく必要がある。

整理番号	2-2-8-10
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支 出 証 拠 書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	全国若手市議会議員の会 OB 会年会費		
年 月 日	R1年 8月 19日～	年 月 日	金 額 583 円

会の趣旨・目的	全国若手市議会議員の会に在籍した者で組織し、会員相互の研修を図ることを目的とする
会の活動内容等	研修会や情報交換会等を開催する。
政務活動・県政との関連性	研修や情報交換を通じて他県や他都市の例を参考にして、静岡県の方針に活かすこと。
<<領収書貼付枠>> 領収書の原本は、<2-2-8-8>に添付。 R1年9月～R2年3月分を充当 $1,000 \text{ 円} \times 7/12 = 583 \text{ 円}$	
※ 添付書類：団体の会則、事業概要・その他 ()	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	583 円	/	583 円
		100%	

全国若手市議会議員の会 OB 会会則

第1条 (名称) 本会の名称は、全国若手市議会議員の会 OB 会とする。

第2条 (事務所) 本会の事務局は会長及び役員により決定した場所とする。

第3条 (目的) 本会は、全国若手市議会議員の会に在籍した者で組織し、会員相互の研修を図ることを目的とする。

第4条 (事業) 本会は、前条の目的を達成するために以下の事業を実施する。

(1) 研修会を開催する。

(2) その他

第5条 (会員) 本会の会員は、本会の目的に賛同し入会申込書を代表に提出し、役員が承認した者とする。

第6条 (退会) 会員は、退会届を代表に提出し役員で承認する。

(1) 本人が死亡した時。

(2) 年会費未納が3年続いたとき。

第7条 (役員) 本会の役員として、代表世話人1名・副代表世話人1名・事務局長1名・監事1名をおくこととし、任期は1年とするが再任は妨げないこととする。

第8条 (総会) 本会の総会は会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときには臨時で開催できるものとする

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則、事業等の変更

(2) 事業報告及び収支予算

(3) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、総会の議決は出席者の過半数をもって成立するものとする。

第9条 (事業年度) 本会の事業年度は、毎年9月1日に始まり8月31日に終わる。

第10条 (会費) 会員は年会費として1,000円を年度当初に収めなければならない

附 則

※会員は全国若手市議会議員の会員であった者で45歳以上、現職であるかは問わない。

※本会則は、平成23年12月1日から施行する。